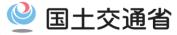


建設キャリアアップシステムについて



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

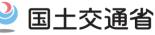
- 1. システムの概要(P2~4)
- 2. システムの利用手順とメリット(P5~19)
- 3. システムの利用料金(P20~22)
- 4. システムを活用した政策展開(P23~29)
- 5. 登録申請の概要(P30~36)
- 6. 今後のスケジュール(P37~39)
- 7. 建設キャリアアップシステムのホームページについて(P40~45)
- 8. 建設キャリアアップシステムの利用規約、Q&A(P46~50)



1. システムの概要



建設キャリアアップシステムの構築



- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界 横断的に登録・蓄積する什組み
- ○システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたっ て建設業の担い手を確保
- 〇システムの構築に向け官民(参加団体:日建連、全建、建専連、全建総連等)で検討を進め、平成31年1月 よりシステムを利用できる現場を限った限定運用、平成31年度より本運用を開始予定
- ○運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者(330万人)の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



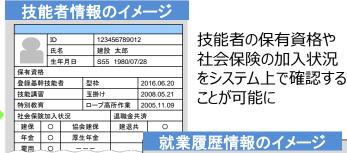
【事業者情報】

- · 商号
- •所在地
- ·建設業許可情報 等 ·社会保険加入状況等
- 【現場情報】 ·現場名
- ・工事の内容等





③システムによる就業履歴の蓄積



技能者の就業履歴 (いつ、どの現場で 従事したかの実績) が蓄積される

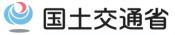
雇用事業者 現場名 就業年月 就業日数 〇〇建設 ××ビル 〇〇建設 □□住宅 〇〇建設 国道△△号 11 FI

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体 <mark>(一財) 建設業振興基金</mark>



建設キャリアアップシステムの概要



- 1. 基本理念・基本方針
- ○技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に応じた処遇改善などの<u>技能者を巡る環境</u>の改善等を目指す
- ○技能者の本人情報について、その真正性を確認した上で、各種情報を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとする
- ○簡易で低コストのシステムとする一方、個人情報の適切な保護にも留意する
- 2. 登録する情報・利用手順

①技能者、事業者の申請(申請は任意)に基づき、振興基金が以下の情報をシステムに登録

技能者情報

本人情報(住所、氏名、生年月日、性別、国籍)

必須情報

- ○社会保険加入状況
- ○建退共手帳の有無

推奨情報

- ○保有資格、研修受講履歴
- ○健康診断受診歴の有無 等

等

事業者情報

- ○商号
- ○所在地
- ○建設業許可情報許可番号・許可の有効期間・建設業の種類

②元請が現場の開設時に以下の情報を登録

現場情報

- ○現場名及び住所、元請事業者名
- ○工事の内容が分かる項目 等

③現場入場時にカードリーダー等でカードを読み取る

就業履歴

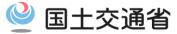
○現場入場実績(日単位)等



- ※上記の申請手続きは、利用者の利便性確保のため、インターネット申請、郵送申請、窓口申請の手法を認める
- 3. 技能者に交付するカード(建設キャリアアップカード)
- ○技能者の申請に基づき、運転免許証等で本人確認をした上で交付
- ○技能者は申請方法に応じた実費(2500円又は3500円)を負担し、有効期間は10年。
- ○将来的には技能者の技能に応じた色分けを検討。当面は登録基幹技能者をゴールドカードとする。



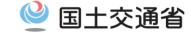
- 4. 事業者のシステム利用・情報閲覧の範囲
- ○事業者がシステムを利用する際は、事業者の資本金に応じた登録料や利用の程度に応じた利用料の負担が必要。
- ○システム利用料を負担した他の建設事業者は技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で技能者情報の閲覧が可能。
- 5. システムの運営主体・普及目標
- ○運営主体は(一財)建設業振興基金。
- ○運用開始後1年で約100万人の登録を目指し、開始後5年を目途に全ての技能者の登録を目指す。



2. システムの利用手順とメリット



建設キャリアアップシステムの利用手順



Step.1

技能者

情報の登録(技能者の方)



○必須情報

・本人情報

(住所、氏名、生年月日、性別、国籍等)

- · 所属事業者名、職種
- ・社会保険加入状況、建退共加入状況
- ○推奨情報
- ·保有資格、研修受講履歴、表彰
- ·健康診断受診歴

等

【技能者登録料】

- ●インターネット申請 2,500円
- ●郵送・窓口申請 3,500円 (1年あたり、250円または350円)
- ※早期割引あり
- ※60歳以上の方の特例措置あり
- ○カードの有効期間:10年 (本人確認書類未提出の場合は3年)

【申請方法】

- ①インターネット申請
- ②郵送申請

- ※所属事業者等の代行申請も可

【申請方法】

②郵送申請

③窓口申請

①インターネット申請

※元請事業者、上位下請事

業者等の代行申請も可

Step.1

情報の登録(事業者の方)

事業者

下請

- ・商号、所在地
- ·建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- · 社会保険加入状況 等

事業者 元請

【事業者登録料・管理者ID利用料】

●事業者登録料(5年毎)

資本金に応じて3,000円~120万円

- ※個人事業主の方は一律3,000円
- ※一人親方の方は無料
- ※早期割引あり
- ●管理者ID利用料(毎年)1ID:2,400円
- ※1ケ月あたり200円
- ※H31年3月迄、利用数に関わらず無料
- ※H31年4月~H32年3月迄、1ID無料

- ③窓口申請
- ※申請の際、本人確認書類として、 顔写真付き証明書類(例:運転免許 証、マイナンバーカード)を提出で きない方は窓口申請のみ



Step.3 現場の登録

元請事業者として現場を開設す る事業者の方は、現場を開設す る際に現場・契約情報を登録

Step.4

施工体制の登録

長等)を登録

次数

Step.2

カードの取得

- 現場名
- ・工事内容 等

【現場利用料】

・所属技能者の情報等

●1就業履歴ごと:3円

事業者の方は、現場・契約情報に対して、

それぞれの施工体制を登録し、自社に所属

する技能者の情報(氏名、職種、立場(職

※就業履歴とは現場で技能者が就業した人日 (例) 20人の技能者が50日就業した 場合 → 3,000円

Step.5

就業履歴の蓄積

※元請事業者の方は現場に

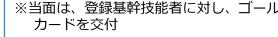
カードリーダーを設置





建設太郎 / 技能者就業履歴 職長 00ビル 2016.06 10⊟ △△マンション 2016.06 4⊟ 作業責任者 □□ビル 2016.06 8⊟ 作業責任者 合計 22日

- ○技能や経験の簡易で客観的な蓄積
- ・キャリアアップカードをカードリーダーにか ざすだけで自動的に蓄積
- ・どこの現場であっても共通のルールで蓄積
- ・情報は電子的に蓄積
- ○建退共証紙の確実な貼付
- ・システムに蓄積された就業履歴を活用し、 建退共手帳への証紙の貼付状況の確認が容 易に
- ○技能や経験の確認や証明の簡易化
- ・取得した資格やこれまでの経歴を簡易に確認、 更なるスキルアップを促進
- ・自身の経歴などを簡易に証明
- ○経験や技能に応じた処遇の実現
- ・システムに蓄積される情報を活用し、技能 者レベルに応じたキャリアアップカードの 色分け
- ※当面は、登録基幹技能者に対し、ゴールド









注意事項

 ●このカードは建設キャリアアップシステムで利用できます。
 ●このカードは利用規約に同意し、本システムに登録されたご本人以外は使用できません。
 ●ご本人の同意を得ずにカード内の情報を読み取ることはできません。
 ●カードの所有権は本財団に属し、他に貸与・譲渡することはできません。
 ●本財団から返還の請求があった場合は直ちに返還してください。
 □このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記までご連絡ください。
 連絡先 建設キャリアアップシステム 03-6386-3725

発行:一般財団法人建設業振興基金 1234 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/

【一般のカード(表面)】

【ゴールドカード(表面)】

【裏面】

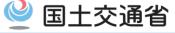
- ・ICカードには、ICチップが内蔵されています(非接触型のICカード)。
- ・ICチップには、データとして技能者IDを記憶させています。
- ・ICチップ内のデータは暗号化等のセキュリティ対策が施されています。
- ○建設キャリアアップシステムに蓄積される情報(保有資格や就業履歴)を活用し、 技能者をレベル分けする能力評価基準について、国土交通省において、学識経験者 や建設業関係団体から構成される「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」 を開催して検討を進めている。

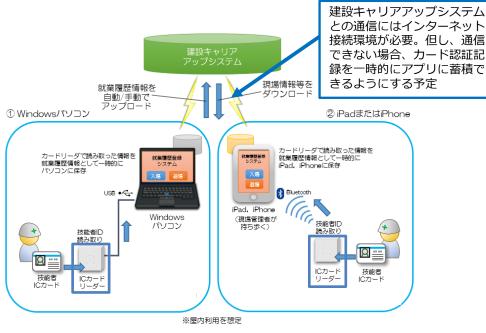
(第1回:平成29年11月13日、第2回:12月14日、第3回:平成30年1月29日、第4回:2月28日、第5回:3月20日)

○当該能力評価基準に基づく技能者のレベルに応じて、カードを色分けする予定。 ※当面は、登録基幹技能者の資格を有する者に対して、ゴールドカードを交付。



カードリーダーについて





- WindowsパソコンおよびiPad/iPhoneから就業履歴を 建設キャリアアップシステムとの間で送受信できるア プリを運営主体で提供予定。
- 小規模現場のカードリーダーの設置については、現場 監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つの カードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替え ることにより、複数の現場で共有することも可能。
- カードリーダーの設置できない現場については、事後に 技能者又は所属事業者が、システムに就業情報を直接入 カし、元請事業者がその情報を承認することにより就業 履歴を蓄積することが可能。

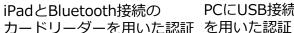
【カードリーダーについて】

- 市販のカードリーダーに対応する予定 (価格は、数千円から数万円程度)
- 対応するカードリーダーについて現在動作確認中 (動作確認できたものから随時、HPで公開)

【カードリーダーの設置例】

携帯・簡易型







PCにUSB接続のカードリーダー

現場設置型



盤改良型

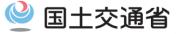
サイズ: 340×206×125

他314×355×144の通信ユニット有 盤サイズ:500×500×200





ロシステム画面の閲覧イメージ①



技能者が自身の情報を閲覧

技能者は、

退職金共済

0

建退共

中退共

- ・技能者情報(本人)【①】、就業履歴情報【②】として自身 の情報を閲覧できる
- ・自身の経歴を証明する書類として出力・印刷できる

証開

_| _| _|

123456789 🗹 🔳



被共済番号

②就業履歴情報



覧から技能者を選択し て、技能者情報・就業履 歴情報を閲覧できる

2. 事業者が自社に関する情報を閲覧

事業者は、

- ・事業者情報(自社)【①】として自社の情報を閲覧できる
- ・所属技能者の情報を一覧で表示【②】できる
- ・所属技能者一覧【②】から技能者を選択して、技能者毎の 技能者情報【1-①】、就業履歴情報【1-②】を閲覧できる
- ・所属技能者の就業履歴を一覧で表示【③】できる
- ・有資格者数、社会保険加入率などを集計できる機能 (4) を備える予定

①事業者情報(自社)



②川周1	又肥白一点							
ID	氏名	性別		職種	年齡	É	保険加え	١ (
ID.	1041	اندريا		4901主		健保	年金	雇用
123456789012	建設 太郎	男	1	大工	49	0	0	0
			2	足場とびエ				
123456789013	〇〇 〇男	男	1	宮大工	52	0	0	0
123456789015	〇〇 〇次郎	男	1	大工	42	0	0	0
123456789016	〇〇 〇彦	男	1	足場とびエ	31	0	0	0
123456789018	00 0美	女	1	木工	24	0	0	0
								/

③所属技能者就業履歴一覧(歴日毎)

就業日数を活用し、建 退共証紙の必要枚数の 確認が可能になります。

0%

%

○% 除<

④技能者情報の集計

OY

O.V.

〇人

OY OV

OX

OY

OΥ

OY

OV

3保険加入

○ 一 適用除外を

斤属技能者情報

その他資格

技術検定

建築士

保険加入率

建退共加入者

中退共加入者

健保

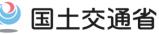
所属技能者数

有資格者数

雇用事業者 就業年月	自 至			V		Г	支能	者出	面情	報.	より				本	表に	直接	ŧλ∫,	(_	_							月次一 括確認	
																			1							割增		雇用	業者
ID	技能者名	現場名(場所)	建退共加入	就業 日数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	١,	27	28	29	30			深夜	休日	確認	メモ
			,,,,,,		金	±	Ш	月	火	水	木	金	±	П	月	火	水	木	1	米	木	金	Ħ			(h)	(日)	THE SEC	
123456789012	建設 太郎	××アパート	0	20	П			- 1	-1	-1	- 1	-1			-1	-1	-1	1	, Ţ	- 1	- 1	-1	- 1					Ø	
123456789013	OO O男	××アパート	0	21				- 1	- 1	-1	- 1	-1			-1	1	-1	-1,	,	1	- 1	- 1	1					N	
123456789016	〇〇 〇次郎	ロロマンション	0	18_	1			_1	_1	_1	_1	-1			_1	1	_1	1	(-1	_1				3.5			Z	
					_		_		r —	_						_			17			_		_				r	
123456789018	〇〇 〇美	××アパート	0	18				- 1	-1	-1	-1	-1			-1	1	-1	1/	7				1					Ø	
	ā†	3 現場		119	3	0	0	6	6	6	6	6	0	0	6	6	6	6	6	5	5	3	3	0	13.0	0.0	0		
※雇用事業者用	所属技能者の	D出面表							•	•					•												20	19年6月3	0日現在



世日 システム画面の閲覧イメージ②



3. 稼働中の現場における元請事業者、上位下請 事業者が現場に関する情報を閲覧

稼働中の現場における元請事業者、上位下請事業者は、

- ・自社に関する現場を一覧表示【①】でき、一覧から現場を選択し て現場情報【②】を閲覧できる
- ・現場に入場している下位事業者の情報を一覧で表示【③】でき、 一覧から事業者を選択して、事業者情報【2-①】、現場に入場し た所属技能者一覧【2-②】、技能者情報【1-①】を閲覧できる
- ・現場に入場した技能者の就業履歴【④】を閲覧できる



②現場情報

	現場情報			
	現場 ID	123456789	012	
	現場名	××アパー	ト新築工事	
	住所	千葉県OC	市0000	1-23
١	元請名	□□建設		
	発注者	△△住宅		ĺ
	工期	2019.06	~	2019.09
	工事内容		-	
	建築			
	用途	共同住宅	建築面積	0000m²
	構造	木造	延床面積	0000m²
	階数	〇階		
	土木			
	工種		工法	
	概要			

③下位事業者一覧 ※現場稼働中に限る

下位事業者一	竟							
事業者名	▽▽建設	(株)						/
		現場		事業者				
現場での自社の立場	現場ID	現場名	施工体制 に登録した 次数	事業者ID	事業	者名	代表者名	住所
元請事業者	CD1234		一次	AB3456	OC	建設	00 00	東京都〇〇市〇〇3-23
元請事業者	CD1234		二次	CD1234		工業	00 00	千葉県〇〇市〇〇34
元請事業者	CD1234	○○工事	三次	EF5678	ΔΔ	工務店	00 00	東京都〇〇区〇〇2-13
	RS4567	△△新築工事	二次	GH6789	××	失筋	00 00	東京都〇〇市〇〇1-24-3
下語事業者	RS4567	△△新築工車	三次	∩¤2345		圓業	00 00-	

4)就業履歴一覧

作業員履歴一	覧情報							١,
元請上位事業者	□□建設(株)							7.7
現場名(場所)	××アパート							11
就業年月 自	2019/6/1							λ.
至	2019/6/30							((
事業者名	技能者名	就業日数	作業 内容等	立場	健康診 断受診	社会保険加入	建退共加入	1
〇〇建設(株)	建設 太郎		大工工事			〇 〇	O	,
〇〇建設(株)	OO O男	21	大工工事	職長	Ö	C		((
〇〇建設(株)	00 0		大工工事	493, 132	ŏ	Č	0	1
××工務所			大工工事		Ö	Ö		17
××工務所	□□ 次郎	15	大工工事		0	0	0	1
××工務所	□□ 太郎	20	電気設備工事	職長	0	0	0]
××工務所	□□ 花子	20	電気設備工事		0	0	0	7. 6

一覧から事業者を選 択して、事業者情報 【2-①】・現場に入 場した所属技能者一 覧【2-②】・技能者 情報【1-①】を閲覧 できる

4. 事業者が他社に関する情報を閲覧

事業者は、

- ・事業者情報(他社)【①】を検索して閲覧できる
- ・技能者及び所属事業者が同意した範囲で、技能者の情報を 所属技能者一覧【②】、技能者情報【③】、就業履歴情報 【④】として閲覧できる(初期設定は、非開示)

「属技能者一覧 『用事業者 ○○建設(株)

①車業老情報 (他社)

②所属技能者一覧(同意した範囲)

U #	未		1011
事業者情	青報((自社情報)	
事業者I	D	123456789012	
商号·名	称	〇〇建設(株)	
代表者名	1	〇〇 〇太郎	
所在地		東京都〇〇市	3–4
電話番号	}	03-1234-1234	
建設業計	†可 (〔業種・番号・年.	目)
123456	13	東京都知事	H32年07月10日まで
	特	土建鋼舗	
	般	大と石屋夕	内 園 水
社会保险	シカン	入情報 (整理記·	号等)
健保	0	協会健保	12345678
<u>年金</u>	0	厚生年金	12345678
三里	2		12001-010342
※他ネ	++	閲覧する	場合、番号の

漏洩防止のため、社会保険加 入状況、退職金共済の情報は

一部のみ表示 🦵

③技能者情報(同意した範囲)

本人情報			証	開
	ID	123456789012		
	氏名	建設 太郎	$\overline{\mathbf{V}}$	
	生年月日	S45 1970/07/07	\checkmark	\checkmark
	年齢	49歳	\checkmark	\checkmark
	性別	男		✓
	住所	東京都〇〇市	V	✓
経験年数	王州	0000-1-23-4	¥	v
20 年	電話番号	03-1234-5678		
	緊急連絡先	03-1234-1234		
	FAX	03-1234-5679		
	メール	00@00.co.jp		
	国籍	日本	\mathbf{V}	
	 ~		7	

男 1 宮大工
 OO O次郎 男 1 大工

 OO O彦 男 1 足場とびエ
 OO O美 女 1 木工

> 技能者及び所属事業者が 同意した範囲で、技能者 情報【③】・就業履歴情 報【4】を閲覧可能

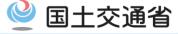
④就業履歴情報(同意した範囲)



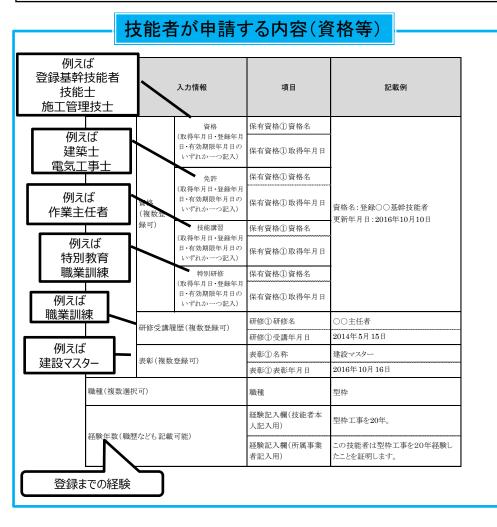
※技能者及び所属事業者が同意していない範囲は閲覧不可 (初期設定は、非開示)



建設キャリアアップシステムに登録される資格等の情報



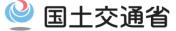
- ・建設キャリアアップシステムでは、技能者本人の申請により、運営主体が、技能者本人の保有する資格や免許などの情報を システムに登録。
- ・登録された資格や免許などの情報は、技能者情報として閲覧が可能。
- ※現場で蓄積された就業履歴については、就業履歴情報に表示され、閲覧が可能。





11





技能者の処遇改善

○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、 技能者をレベル分けする能力評価基準を検討 (レベルに応じてキャリアアップカードを色分け)
- 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能 力等の見える化も進め、良い職人を育て、雇用する 専門工事企業が選ばれる環境を整備



現場管理の効率化

○社会保険加入状況等の確認の効率化

・現場に入場する技能者ひ とりひとりについて、社 会保険の加入状況等の確 認が効率化

事業者名	技能者 名	就業 日数	社会保険 加入
〇〇建設	〇〇〇男	11	0
〇〇建設	建設太郎	10	0
××工務所	000子	20	0
××工務所	□□次郎	20	0

○書類作成の簡素化・合理化

作業員名簿 (イメージ)

・施工体制台帳や作業員名簿の 作成の手間やミスを削減

				$-\Sigma$
氏名	職種	生年月日	現住所	K
OO O男	型枠工	O年O月O日	00県00市 ~~~	35
建設 太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市 ~~~	$\langle \rangle$
□□ □ 子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市 ~~~	35
□□ 次郎	足場 とび工	■年■月■日	■■県■■市 ∼∼∼	$\langle \rangle$

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

○建退共関係事務の効率化

・技能者に証紙を交付する際の事 務作業が軽減 (現在は手作業で 必要書面を作成している)

キャリアアップ システム

就労実績を把握

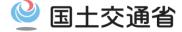
交付 報告

元請

下請

※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて 証紙請求書類(共通)を作成するソフトを開発し、提供予定

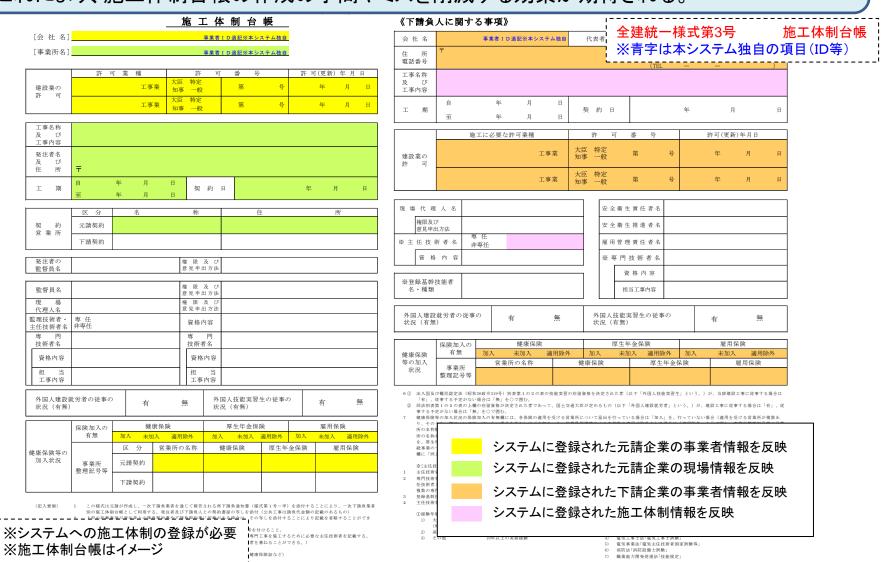
※また、建退共において、証紙に替えて電子的に就労実績を 把握する方式の導入について検討が進められている





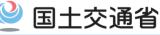


- 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された施工体制 台帳を出力することが可能。
- 〇 これにより、施工体制台帳の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。





建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援(作業員名簿)

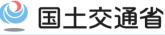


- 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された作業員名簿 を出力することが可能。
- 〇 これにより、作業員名簿の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。





建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援(作業員名簿)



- 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された作業員名簿 を出力することが可能。
- これにより、作業員名簿の作成の手間やミスを削減する効果が期待されるほか、社会保険の 加入状況の確認や加入指導の合理化・効率化も図られる。



※システムへの施工体制の登録が必要

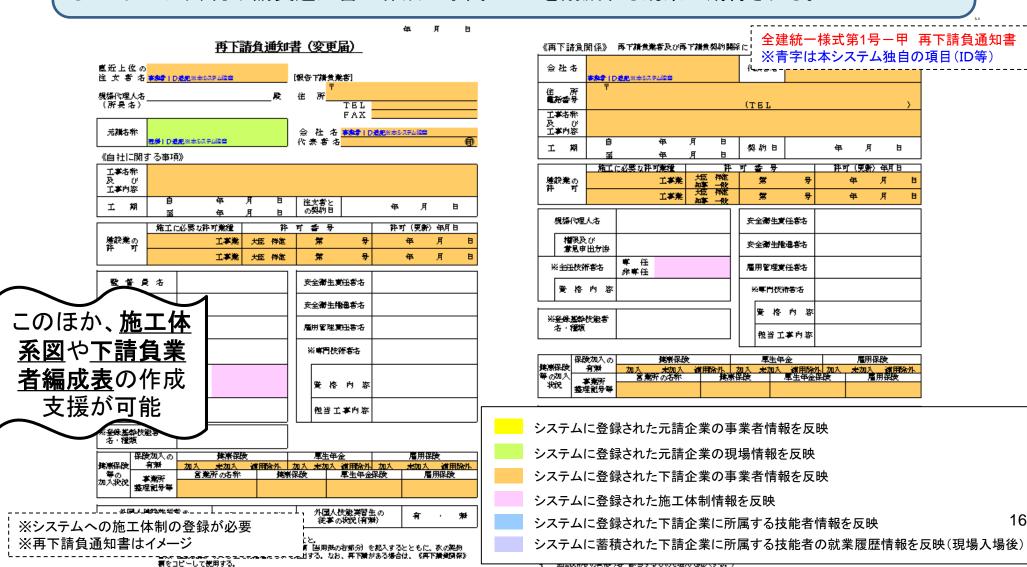
社会保険加入状況はイメージ

各年金の受給者である場合 「場合は、上段に「日雇保険」 段に「適用除外」と記載する。



建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援(再下請負通知書)

- 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された再下請負 通知書を出力することが可能。
- これにより、再下請負通知書の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。





建設キャリアアップシステムの活用(技能者のメリット)



〇建設キャリアアップシステムは、技能者一人ひとりについて、どのような資格を持ち、 どの現場で何日就労したかなどを業界横断的に登録・蓄積する仕組み。

➡️業界全体で、技能者一人ひとりの技能や経験をしっかりと"認め""育てる"仕組み

○技能や経験の簡易で客観的な蓄積

- ・キャリアアップカードを カードリーダーにかざす だけで自動的に蓄積
- ・どこの現場であっても共 通のルールで蓄積
- ・情報は電子的に蓄積



就業履歴情報(イメージ)									
屋用事業者	現場名	就業年月	就業日数						
〇〇建設	××ビル	2019.6	22日						
〇〇建設	□□住宅	2019.7	19日						
〇〇建設	国道△△号	2019.8	11日						
計	3現場		52日						

○建退共証紙の確実な貼付

・システムに蓄積された 就業履歴を活用し、建 退共手帳への証紙の貼 付状況の確認が容易に



建退共手帳・証紙

○技能や経験の確認や証明の簡易化

- ・取得した資格やこれまで の経歴を簡易に確認、更 なるスキルアップを促進
- ・自身の経歴などを簡易に 証明



○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される情 報を活用し、技能者レベ ルに応じたキャリアアッ プカードの色分け
- ※当面は、登録基幹技能者に対し、 ゴールドカードを交付

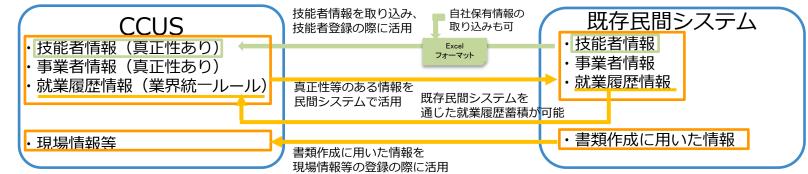


〇建設キャリアアップシステム(CCUS)と既存民間システムとの機能の比較

主な機能	CCUS	民間	システム	の例	備考
工/61双形	CCUS	A社	B社	C社	VAP
技能者情報・事業者情報を真 正性を確保して登録	O* 1	Δ	Δ	Δ	※1:CCUSでは、情報登録の際に、 登録内容を証明する書類を提出させ、 システム運営主体が確認することに より、情報の真正性を確保
業界統一のルールで就業履歴 を蓄積) * 2	×	×	×	※2:API連携により、既存民間システムを通じた就業履歴の蓄積が可能
通門管理・入退場管理	×	0	×	0	
安全衛生書類の作成	\triangle	0	0	0	
施工体制台帳書類の作成	\triangle	0	0	0	
労務費報告書の作成	×	×	×	0	
給与計算	×	0	×	×	

〇CCUSと既存民間システムとの連携について

・API連携や既存データの取り込みにより、CCUSと民間システムの連携が可能



API連携

既存データの取り込み



国土交通省

API連携※

API連携により、

- ①建設キャリアアップシステムに登録された真正性の確認された技能者情報・事業者情報及び業界統一のルールで蓄積された就業履歴情報を、既存民間システム側で活用できます(民間システムの情報の真正性向上)。 【CCUS ⇒ 既存民間システム】
- ②既存民間システムを使って入場した場合でも、建設キャリアップシステムに就業履歴情報を蓄積することができます。 (新たなカードリーダーの設置が不要)【既存民間システム ⇒ CCUS】
- ③既存民間システムで安全衛生書類や施工体制台帳書類を作成する際に入力した情報を、建設キャリアアップシステムの現場情報や施工体制情報に反映できます(入力作業が軽減)。【既存民間システム ⇒ CCUS】
- ・連携する民間システムについては、一定の条件を満たしているかどうかについて認定審査を受ける必要があります。 (平成30年2月28日より審査受付開始)

【システム認定の条件】

- (1) 就業履歴情報を記録・管理すること。
- (2)認定されることにより建設キャリアアップシステムに登録される技能者及び事業者にとって利便性が向上することが明確であること。
- (3)指定するセキュリティ基準・運用基準を満たすシステムであること。
- 、(4) 取り扱うデータに対し、共同利用することに同意できること。

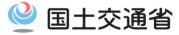
【システム認定の審査フロー】



※API連携

建設キャリアアップシステムの標準API(Application Programming Interfaceの略)を使って、就業履歴情報等のデータを送受信し登録・連携することであり、この標準APIを使って連携を希望する民間の入退場管理システム、安全衛生管理システム等が、運営主体の認定を受けることにより、「就業履歴データ登録標準API連携認定システム」として連携することで、運営主体の提供するシステムに加え、広く建設現場での就業履歴データの蓄積が可能となり、技能者及び事業者の利便性の向上が期待されます。

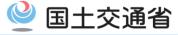




3. システムの利用料金



建設キャリアアップシステムの利用料金



技能者の登録料

【料金】

- ●インターネット申請 2,500円
- ●**郵送・窓口申請 3,500円** (1年あたり、250円または350円)

※早期割引

- ・H31.3月迄にインターネット申請した方 2,500円 → <u>2,000円(500円割引)</u>
- ・H30年度中に登録した場合、カードの 有効期間を最大1年間延長する。(有効 期間の起算点をH31年4月からとする。)

※60歳以上の技能者の特例措置

- ①<u>登録料は 2,000円(500円割引)</u> (H35.3月迄にインターネット申請した 60歳以上の方)
- ②<u>カードの有効期間を15年とする。</u> (登録・更新時の年齢が60歳以上の方)

<u>カードの有効期間 10年</u>

(本人確認書類が未提出の場合は3年)

※有効期間内にカードの紛失、破損等が あった場合は、実費相当:約1,000円 (発送費を含む)で、再発行の予定。

事業者の登録料・利用料

【料金】

料金	の種類	設定方法	支払	対象
事業者登録料	①事業者登録料	資本金	5年毎	全事業者(個人事業主を含む)※
システム利用料	②管理者 I D 利用料	管理者 I Dの利用数	毎年	全事業者(個人事業主を含む)
不り一十十十十	③現場利用料	技能者の就業履歴回数	毎年	元請として現場を登録する事業者

※H30年度中に登録した場合、事業者登録の有効期間を最大1年間延長する。

(有効期間の起算点を、H31年4月からとする。)

※事業者登録料については、一人親方は無料。

①事業者登録料(5年ごと)

新規・更新
3,000円
6,000円
12,000円
24,000円
30,000円
60,000円
120,000円
240,000円
300,000円
600,000円
1,200,000円

※一人親方は無料。

②管理者 I D利用料(毎年)

I D数	料金	
1あたり	2,400円	

- ※1ケ月あたり200円。
- ※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料。
- ※H31年4月~H32年3月迄、1ID無料。

管理者 I Dの取得により、事業者情報の管理、 現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力 が可能。

③現場利用料(毎年)

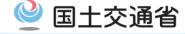
就業履歴回数	料金
1回	3円

※現場に入場する人日単位で課金

(現場利用料の算出(例)) 20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円



(参考)事業者規模別のモデル的な料金額



【前提条件】

①現場利用料は元請けとして現場を登録する事業者 のみの負担で、下請けとなる工事には不要。

◆事業者モデル(一人親方)

項 目	規模	
資本金	ı	
年完工高	1,000万円	
管理者ID取得数	1 ID	
種別	試算	
事業者登録料	0円/年	
管理者ID利用料	2,400円/年	
現場利用料	210円/年	
合 計	2,610円/年	

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、2,400円

◆事業者モデル①

項 目	規模	
資本金	500万円	
年完工高	5,000万円	
管理者ID取得数	1 ID	
種別	試算	
事業者登録料	1,200円/年	
管理者ID利用料	2,400円/年	
現場利用料	1,050円/年	
	4,650円/年	

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、3,600円

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、4,800円

◆事業者モデル②

<u>▼ 子未 日 こ フ 7 レ ら</u>			
項 目	規 模		
資本金	1,000万円		
年完工高	1億円		
管理者ID取得数	1 ID		
種別	試算		
事業者登録料	2,400円/年		
子未口立或门	2,400 □/ 牛		
管理者ID利用料	2,400円/年		

②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高1億円と 仮定し、年間完成工事高のうち、7割の現場で就業履歴の蓄積 があると想定。

◆事業者モデル③

<u> </u>				
項 目	規 模			
資本金	3,000万円			
年完工高	3億円			
管理者ID取得数	1 ID			
種別	試算			
事業者登録料	4,800円/年			
管理者ID利用料	2,400円/年			
現場利用料	6,300円/年			
合 計	13,500円/年			

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、7,200円

◆事業者モデル④

項目	規模	
資本金	7,000万円	
年完工高	7億円	
管理者ID取得数	1 ID	
種別	試算	
事業者登録料	6,000円/年	
管理者ID利用料	2,400円/年	
現場利用料	14,700円/年	
合 計	23,100円/年	

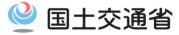
※下請け工事のみ行う事業者の場合は、8,400円

◆事業者モデル⑤

_▼ 宇来日 [7 7 7 2 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
項目	規模		
資本金	2億円		
年完工高	20億円		
管理者ID取得数	1 ID		
種別	試算		
事業者登録料	12,000円/年		
管理者ID利用料	2,400円/年		
現場利用料	42,000円/年		
合 計	56,400円/年		

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、14,400円

22



4. システムを活用した政策展開



建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日発表)



🐸 国土交通省

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまで の社会保険加入促進、担い手 3 法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革 命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3 分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5 年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図 る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多 数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○调休2日制の導入を後押しする

- ・公共丁事における调休2日丁事の実施団体・件数を大幅 に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現さ せるため、公共丁事の调休2日丁事において労務費等の補 正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正 率を見直す
- ・ 调休 2 日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業な ど、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価 する
- ・週休2日制を実施している現場等(モデルとなる優良な 現場)を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進 する

- 昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイド ライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定す るとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設 定支援システムについて地方公共団体等への周知を進め

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇(給与)と社会保険加 入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇(給与)を実現する

- 労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発 注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切 な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年 で全ての建設技能者(約330万人)の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇(給与)が実現するよう、 建設技能者の能力評価制度を策定する
- 能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有す る建設技能者に対する公共丁事での評価や当該技能者を雇 用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- 民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を 関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・ スタンダードにする

- 全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設 企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を 認めない什組みを構築する
- ※給与や社会保険への加入については、週休2日丁事も 含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで 給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システム のあらゆる段階におけるICTの活用等により牛産性 の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公 共工事の積算基準等を改善する
- ・牛産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する (i-Construction大賞の対象拡大)
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につ なげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

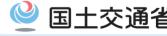
- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続 きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事におけ る関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の 導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- 建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の 現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- 現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合 理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期 の平準化をさらに進める
- ○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する



石井国土交通大臣から建設業4団体への要請(平成30年3月27日)



要請の概要

時:平成30年3月27日 17:30~18:00

出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



石井国土交通大臣から建設業団体トップへの要請内容(ポイント)

〇週休2日の確保をはじめとした長時間労働の是正について

・時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保に向けた具体的かつ実効性ある取組(計画の策定や会員 企業をあげた運動など)

〇給与・社会保険について

- ・公共工事設計労務単価の引き上げや政府全体でも賃金の3%引上げを進める方針であることを踏まえ 公共工事、民間工事を問わず、建設業の担い手の給与について、目に見える形での引き上げ
- ・週休2日工事における補正措置も含め、現場の技能者まで給与や法定福利費が確実に行き渡るよう、 更に思い切った具体的な取組の実施
- ・将来にわたって技能者一人一人の経験や技能にふさわしい処遇を実現し、キャリアの見通しを示す新しい建設業の制度インフラとなる建設キャリアアップシステムへの加入の促進についての一層の協力

〇生産性の向上について

- ・積極的なICTの活用等による生産性向上の取り組み
- ・タブレットによるペーパーレス化やウェアラブルカメラの活用等、IoT技術や新技術の導入

【今後について】

<u>今年の夏を目途に、今回の要請を受けた建設業団体としての取組や国土交通省の施策の進捗を共有</u>し、さらなる具体的展開や強化につなげていく。



UP 建設キャリアアップシステムを活用した技能者の処遇改善に向けた取組



国土交通省

- ・建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技 能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- ・この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能 や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- ・更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企 業が選ばれる環境を整備する。



専門工事企業の施工能力等の見える化のイメージ 【見える化の対象項目(イメージ)】 所属する技能者の人数・評価 ※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動 ○ 表彰・工事実績 建機の保有状況 安全性(無事故期間等) 処遇・福利厚生(社会保険等への加入状況 等) 人材確保・育成(研修制度等) 地域貢献(災害復旧、地域活動への貢献等) 経営状況 (将来的なイメージ) 評価主体A 評価主体B 評価主体C 国土交通省 B工事業 C工事業

A業

車門工事

企業

※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。

※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。

B業

車門工事

企業

C業

車門工事

企業



建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会について



国土交通省

〇座長

建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積する建設キャリアアップシステムが運用開始されることを踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行う「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

1. 検討会委員

右記のとおり

2. 検討内容

- ・評価の客観性の確保
- ・技能者の能力を評価する要素
- ・評価に要するコスト(費用・時間・手間)
- 業種間のバランス
 - ※諸外国の能力評価制度の調査や国内の資格制度の整理も実施
 - ※専門工事業団体等へのヒアリングも実施
 - ※専門工事企業の施工能力等の見える化への連動も視野に入れて検討

3. スケジュール

平成29年11月13日 第1回検討会 (月) 12月14日 (木) 第2回検討会 第3回検討会 平成30年 1月29日 (月) 2月28日 (7K) 第4回検討会 (火) 第5回検討会 3月20日 中間とりまとめ 3月27日

委員

宏剛○ 芝浦工業大学建築学部建築学科 千葉経済大学経済学部経営学科 准教授 藤波 美帆 廣幸 (一計) 日本型枠丁事業協会 常任理事 後町 (一計) 日本建設躯体丁事業団体連合会 青木 茂 (一社) 日本機械土工協会 労働安全委員会委員 鈴木 喜広 池田 愼二 (公社) 全国鉄筋工事業協会 理事 鈴木 光 (一社) 日本左官業組合連合会 理事 技術顧問 俊夫 (一社) 全国建設室内工事業協会 理事 武藤 伸二 (一社) 日本電設工業協会 常務理事 中山 全国管丁事業協同組合連合会 理事・技術部長 大熊 泰雄 安達 孝 (一社) 日本空調衛生工事業協会 人材委員会委員 能登谷 英俊 (一計) 日本建設業連合会 直幸 (一社) 全国建設業協会 業務執行理事 (一社) 全国中小建設業協会 常任理事 河﨑 茂 宗像 (一社) 住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会副委員長 祐司 節之 全国建設労働組合総連合 技術対策部長 小倉 (一財) 建設業振興基金建設キャリアアップ 運営準備室総括研究部長 田尻 直人

オブザーバー

道用 光春 (一社) 建設産業専門団体連合会 常務理事 厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発介画課 彰一 建設・港湾対策室長 厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官 奥野 正和 田村 央 国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術調整室長 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 頼本 欣昌 国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長 武井 利行

【事務局】

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長 出口 陽一 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室長 矢吹 周平 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長 髙田 龍 **11**



設技能者の能力評価のあり方に関する検討会中間とりまとめ(平成30年3月27日公表)



<建設技能者の能力の要素>

経験(就業日数) 知識・技能(保有資格) マネジメント能力

コミュニケーション能力、やる気、

出来映えなど

能力評価制度の対象

建設キャリアアップシステム により客観的に把握可能

登録基幹技能者講習や 職長経験により把握可能

現場で発揮される能力 方策等についても引き続き検討 (各企業において独自に判断)

2. レベル分けの目安やルール

レベル1 レベル2 レベル3 レベル4 中堅技能者 職長として現場に従事 初級技能者 高度なマネジメント能力 (見習いの技能者) (一人前の技能者) できる技能者 を有する技能者 一定の就業経験 登録基幹技能者 一定の職長経験

3. 制度枠組み (イメージ)

(国) ガイドライン 等

評価基準等

(レベル付与)

【専門丁事業団体】

具体的な

※現場の働きぶりを客観的に評価する

12

※団体が作成した評価基準等への国の関与や色分けされたカード の取得手続きなど、具体的なスキームについては今後検討

4. 評価結果の活用

技能者の客観的かつ大まかなレベル分け(処遇改善の土台作り)

2級技能検定等

○カードの色分け (キャリアパスの提示や 技能の対外的 P R)

○専門工事企業の施工能力等 の見える化への連動

> 【見える化の対象項目(イメージ)】 ○所属する技能者のレベル、人数 など

1級技能検定等

→「高いレベルの職人を育て、雇用する企業が 選ばれる環境を整備

「レベル分け」と「現場で発揮される能力 とを組み合わせた活用

- ○レベル分けを参考とした 技能者の適切な処遇の実現
 - ・レベル分けを参考として、雇用する企業が技能者 の経験やスキルをより適切に反映した給与を決定
 - ・高いレベルの技能者のうち、現場での働きぶりが 優秀な者に対して手当支給

5. スケジュール

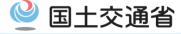
○建設技能者の能力評価制度と専門工事企業の施工能力等の見える化とを並行して検討を進め、平成30年夏頃までに 両制度の枠組みを提示。

※職長や登録基幹技能者を目指さない熟練技能者の位置づけは今後検討

○その後、専門工事業団体等における具体的な評価基準等の策定を進め、平成31年度からの両制度の運用開始を目指す。



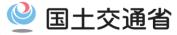
世紀 建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた国土交通省の取組方針



開発スケジュール等	技能者	専門工事企業	元請企業
<u>H29年度</u>	【技能者の評価】 ・検討会の設置(11月) ・中間とりまとめ(3月)	【専門工事企業の「見える化」】 ・内容・方法の検討	
H30年度 【4月~】 ・技能者登録開始・カード 交付開始 ・事業者登録開始 【1月~】 ・限定運用開始	・基準づくりWGの設置(5月)両制度の枠・ガイドライン等の策定	【 働き方改革等 ・システムを活用 ・建設業におけ	用した社会保険加入徹底方策の検討 る働き方改革に資するシステムの活用
H31年度∼ ・本運用開始	制度の運用開始 ○ システムを活用した	働き方改革等への対応	事企業の施工能力等の「見える化」 る技能者に対する公共工事での評価を検討

【周知・普及活動】・全ての建設業関係団体を一堂に集めた説明会を開催 (平成29年11月・平成30年6月)

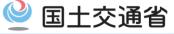
- ・地方ブロック単位でも建設業関係団体の地方組織や個社を集めた説明会を開催(平成30年2月~4月、平成30年夏)
- ・その他、建設業関係団体等の求めに応じて、個別の説明会を実施
- 【**厚生労働省との連携】・**システムを活用して技能者の処遇改善を図る取組を行う事業主に対する支援策について、当該取組の効果(能力開発促進、賃金向上 など)を見極めながら、厚生労働省と検討を進める。
 - ・ジョブ・カードと連携し、システムの情報等をジョブ・カードとして活用することについて、厚生労働省と検討を進める。
 - ・建退共制度の一層の活用に向け、建退共における電子申請方式の導入に向けた動きと連携して検討を進める。
 - ※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて証紙請求書類(共通)を作成するソフトを開発し、提供予定。



5. 登録申請の概要



技能者登録の申請手続について(概要)



提出書類の用意

申請フォーム入力・申請書記入

料金支払

IDの取得・ カード受取等

- ○本人確認書類 ※1 (運転免許証の写し など)
- ○顔写真(カード用)
- ○加入社会保険等確認書類 (被保険者証、建退共手帳 など)
- ○保有資格、研修受講、 表彰の証明書類
- ○料金払込票の振込受領書 **※** 2

など

インターネット申請の場合、 書類はJPEGデータで添付

※1:顔写真付本人確認書類がな い場合は、窓口申請のみ可能 ※2:郵送・窓口申請の場合のみ ○本人情報●

(氏名、牛年月日、 住所、 連絡先 など)

○所属事業者● (事業者名、所在地、雇用形態など)

○社会保険等加入状況● (社会保険、建退共、労災特別加入 など)

○職種● •

(例:①大分類:とび工

- 小分類:足場とび工

②大分類:内装工

- 小分類: 内装什上丁 等)

○保有資格●●

(技能士、登録基幹技能者、 技能講習 など)

○研修・表彰履歴● ● (職業訓練、団体・個社実施の講習、 建設マスター など)

など

【インターネット申請】

- ・以下の支払方法から選択し、 支払い
- ○クレジットカード決済
- ○ゆうちょ・コンビニ支払 (払込票)

【郵送・窓口申請】

○コンビニ支払(払込票)※3

アップカー ドの受取 **※4**

技能者IDの

取得及び

キャリア

※4:技能者が希望する 送付先住所において

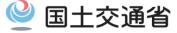
(簡易書留)

受取

※3:申請書に同封されている払込票 により支払い、振込受領書も 申請書と共に提出

: プルダウン方式による簡易な入力が可能

事業者登録の申請手続について(概要)



提出書類の用意

申請フォーム入力・申請書記入

料金支払

IDの取得等

【建設業許可のあるケース】 ○建設業許可証明書の写し

【建設業許可のないケース】

○事業者証明書類 及び 資本金確認証明書類 (例:事業税の確定申告書、 納税証明書 など)

【両ケースともに】

○加入社会保険等確認書類 (例:社会保険料納入証明書、 労働保険料等納入通知書、 建退共契約者証 など)

インターネット申請の場合、 書類はJPEGデータで添付

○事業者情報●

(商号、建設業許可の 有無、許可番号、代表者名、 資本金 など)

- ○業種●
- ○登録責任者 (氏名、部署名、連絡先)
- ○社会保険等加入状況 (社会保険、建退共、 労災特別加入 など)
- ○所属団体
- ○利用している民間システム (入退場管理システム、 安全管理システム など)※1
- ○表彰履歴

※1:建設キャリアアップシステムとの連携 について認定を受けたものに限る

【インターネット申請】 事業者登録完了後、登録料の 支払依頼のメールを受信後、 以下から選択して支払い。

- ◇請求書の必要ない方
 - ○クレジットカード決済
 - ○銀行振込 (オンライン)
- ◇請求書が必要な方
 - ○ゆうちょ・コンビニ支払 (払込票)
 - ○銀行振込(払込票)

【郵送・窓口申請】

事業者登録完了後、登録料の 請求書が届き次第、支払い。 支払方法は、インターネット 申請請求書有りの支払方法と 同様。

事業者 I D・ 管理者 I Dの 取得 (登録料の支払い 完了後、メール 又は郵送※2で

※2:事業者が希望する

送付先住所に郵送

诵知)



書面申請における留意事項①



1. 登録申請書と払込票について

登録申請書一式及び払込票には、**数値14桁の「申請書番号」**が印刷してあります。 この番号は、申請者の登録申請書一式と払込状況の確認をするうえで重要なものです。 申請にあたっては、**登録申請書一式と払込票の「申請書番号」が一致**しているか必ず確認し、必要事項をご記入等してください。

> ●登録申請書一式 (申請書10枚+証明書類チェック用紙) 見本



2. 保有資格等、研修等の受講履歴、表彰等の履歴について

①記入欄が足りない場合

「保有資格及び研修等の受講履歴、表彰等の履歴」を登録申請書にて本システムに登録する場合は、決められた各用紙の項目欄内に適切に記載していただく必要がありますが、多数の資格をお持ちの方は1枚の申請書では足りない際は、本用紙をコピーして記載して頂く必要があります。

その際に、**異なった提出方法をすると本システムに登録されない**事があるため、ご注意ください。

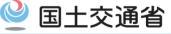
○本システムに登録される又は登録されない提出方法

本システムに登録されるケース	本システムに登録されないケース
・必ず、各項目の本用紙をコピーして記入してください。 (申請書番号が同一のもの)・独自で作られたフォーマットや本用紙の欄外に記載された状態 での申請は本システムに登録されないのでご注意ください。	・各申請本用紙欄外に記載し提出した場合。 ・独自のフォーマットを作成し提出 (または、該当する申請書に足りない分を記載した独自の フォーマットを貼付して提出 等)

※登録基幹技能者(5/10枚目)については、本用紙のコピーは認められません。

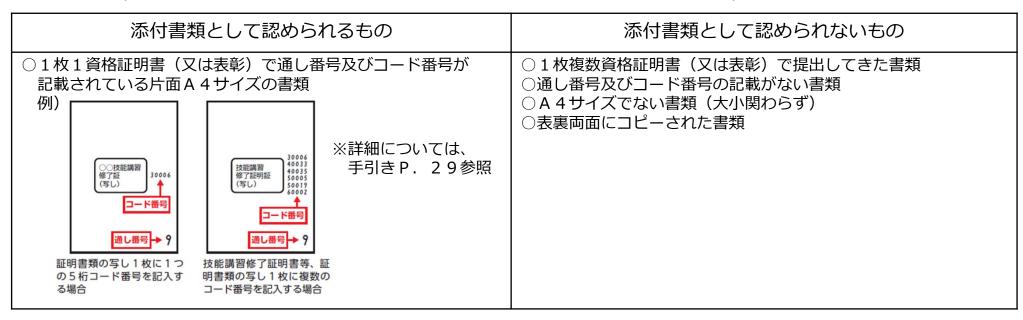


書面申請における留意事項②



- ② 添付書類の取扱い
 - ・添付書類をご提出いただく場合は、右下に「通し番号」を記載して頂く必要があります。
 - ・登録基幹技能者、保有資格、表彰等の項目については、申請書本紙に記載された「コード番号」を記載していただく必要があります。 コード番号が未記載の場合は、添付書類が本システムに登録されないのでご注意ください。

また、添付書類は、1枚に複数の資格証明書(又は表彰)ではなく、1つの資格証明書1枚 (又は表彰)で片面のみ記載されている状態でご提出いただく必要があります。(サイズはA4)

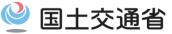


3. 個人情報の記載のある添付書類の取扱いについて(インターネット申請も同様)

- ・ご自身以外の個人情報(従業員の情報 等)が記載されている場合は、その分は必ず見えないように**マスキング対応**等していただいたうえで、ご提出ください。
- ※個人情報の取扱上、**申請者本人以外の情報が確認された時点で、申請書一式を返却**させていただくことになりますので ご注意ください。
- ※本件に該当する主な添付書類は、加入している社会保険等(健康保険、年金保険、雇用保険等の保険内容記載項目)の 証明書類になります。
- ※添付書類は、**原本ではなく写し**(卒業証明書以外)をご提出ください。



技能者登録の代行申請について(概要)



○技能者登録については、技能者本人に代わって、技能者本人から同意を得た所属事業者・元請事業者・上位下請事業者 等が申請を行うことができます(代行申請)。

1. 代行申請に必要な準備

○代行申請を行う事業者は、代行申請を行う前に、

②技能者本人から、代行申請同意書により同意を得ること

- ①建設キャリアアップシステムに事業者登録を行うこと(事業者 I Dを取得すること)
- ※所属事業者以外が代行申請する場合には、所属事業者からも代行申請同意書により同意を得ることが必要です。

2. 代行申請の方法等

- ○代行申請同意書の作成方法
- ・紙による申請の場合 申請書10/10枚目の様式を使用して同意書を作成。
- ・インターネットによる申請の場合 代行申請手続き中の画面に表示される、PDF形式 の様式をダウンロードして同意書を作成し、作成し た同意書をJPEGデータにて添付。

	提出書類の用意	申請フォーム入力・申請書記入	技能者登録料の支払	申請方法・カード受取方法	
共通の対応	・技能者毎に以下の書類を 取りまとめ ○本人確認書類 ○顔写真(カード用) ○加入社会保険等確認書類 ○保有資格、研修受講、表彰 の証明書類 ○代行申請同意書 など	・技能者毎に以下の登録情報を 記入・入力 ○本人情報 ○所属事業者 ○社会保険等加入状況 ○職種 ○保有資格 ○研修・表彰履歴 など	・技能者毎に登録料を支払い	○申請方法【インターネット・郵送申請】・顔写真付き本人確認書類がある 技能者【窓口申請】・顔写真付き本人確認書類のない	
ネット申請インター	・提出書類の画像データ化 (JPEGデータ)	・代行申請者が本システムに ログインし、技能者毎に上記の 情報を入力、左記の画像データを アップロード ※代行申請者が保有する既存データを 活用し、入力の手間軽減が可能 (所定のExcelファイルを作成し、 取り込み)	・技能者毎に以下の支払方法から 選択し、支払い ○クレジットカード決済 ○ゆうちょ・コンビニ支払い (払込票)	技能者(本人の同行が必要) ・本人確認書類自体がない技能者 (本人の同行、所属事業者が発行 する技能者の所属に関する証明書 が必要。所属事業者が代行する場 合のみ可能)	
郵送・窓口		・技能者毎に申請書を作成 ※申請書にはそれぞれ固有の申請者番号が記載されているため、申請書のコピー利用は不可・技能者毎に提出書類と共に登録申請書封筒に封入	・技能者毎に申請書に同封されて いる払込票により登録料を支払い ※技能者毎に振込受領証を申請書 に貼付	- ○受取方法 ・技能者が希望する送付先住所に おいてカードを受け取り (所属事業者を送付先にするこ とも可能) 35	



技能者登録の代行申請について(既存データの取り込み)



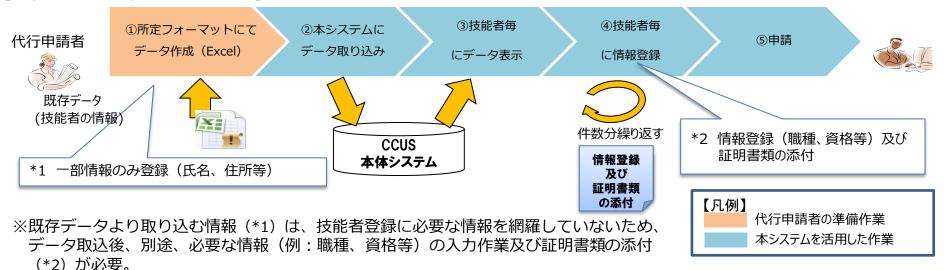
国土交通省

既存データの取り込み(技能者情報の登録申請作業の効率化)

代行申請にあたって、技能者情報の登録申請作業を効率化(手入力作業削減)するため、 代行申請者が、既存民間システムに登録してあるデータ(自社保有情報も可)を、本システムの所定フォーマット(Excel形式)に当てはめて本システムに取り込むことで、技能者情報申請画面に情報を反映することができます。

【既存データの取り込みフロー】

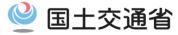
登録日 情報種類 - 登録データファイル名 - データ作成者 登録担当者 バスワート



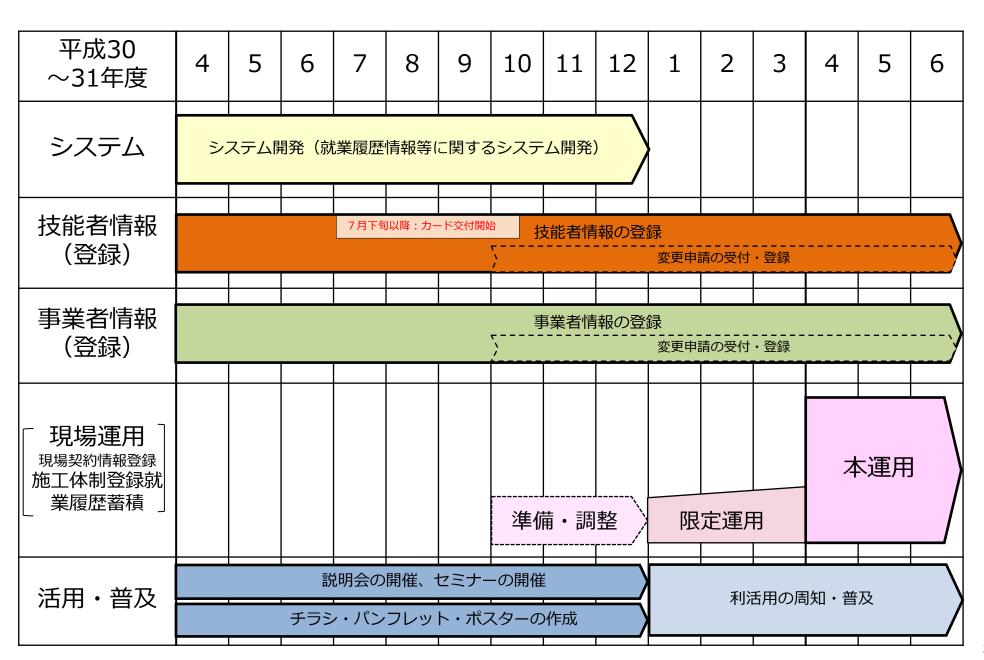
【参考】所定フォーマット(Excel形式)(イメージ)

))														
国籍	籍 姓_カナ	名_肋	ミドルネーム_カナ	力 姓	名	₹ % -4	Family name	Given Midd name nam	dle <u>生年月日</u> ne	性別	血液型	見住所_郵便 番号	現住所_都道 府県_かり	直現住所_市 町村_力,	i区 現住所_住所1_ ナ カナ	- 現住所_住所2_カナ	建用保険_加入状況	雇用保険_適 用除外理由 コード	夏 雇用保険_雇用保 院被保険者番号		建設業退職金 共済制度_被共 済番号			,另災保険特別加入_労災 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	,	一般健康診 断種別コード	一般健康診断受	特殊健康診 [断_記入数	じん肺健康診 じ 断種別コード	以、林健康診断 技 受診日	能職種_記 入数
1	ケンセツ	归ウ		建設	一郎				2000-05-01	1	3 ?	3620000	サイタマケン	アゲオシ	オオアザハライチ												,	0		ſ	,
1	ドボク	コウジ		址	进一 归—				1970-05-30	1	2 1	1650000	的护外	・ ナカノク	ザバヤ	ゴゼロサンゴウシツ	7(,	0		r	,
2	ZEZ	ジョン					Smith	John	1958-05-01	1	3 7	2750000	チバケン	ナラシノシ	ツダヌマ		$) \square$										ŕ	0		ſ	,
1	787	// + 7	1	宣十	 				1980-10-03	7	Δ.	2300000	[# + #[]//\	ייבוורב יי	, WII.2h	かんもじょ					1		1	1	T 7			in	1		13

_36



6. 今後のスケジュール

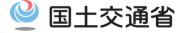






7. 建設キャリアアップシステムのホームページについて

UP 建設キャリアアップシステムのホームページ



専用HPの開設

・建設業振興基金HP内に、システムの概要、利用方 法及びQ&Aを掲載した建設キャリアアップシステ ム専用のHPを開設

(http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.htm)

【建設業振興基金トップページ】



Q&Aの掲載

・Q&Aを掲載 ※Q&Aは順次、追加・更新していく予定 システムの目的・対象 | システム活用の効果 | 技能者・事業者の登録 | システムに蓄積される職業履歴 | 費 用 ▶ システムの目的・対象について ○1-1. 建設キャリアアップシステムを構築する目的は ○1-2、公共工事の現場で登録は義務付けられるのか ○1-3. 優秀な技能者の引き抜きにつながるのではないか

動画の掲載

・システム概要を説明した 動画を掲載 【建設業振興基金トップページ】 建設キャリアアップシステムとは? 建設キャリアアップシステムは、技能者ひとり一人の似葉実績や資格を登録し 日節の公正な評価、工事の忌餌向上、財場の効率化などにつなげるシステムです。 ■ PR動画で見る建設キャリアアップシステム

API連携の掲載

○1-4、社会保険に未加入の作業員はシステムで現場入場を制限されるのか

・API連携認定システム審査受付サイトを掲載



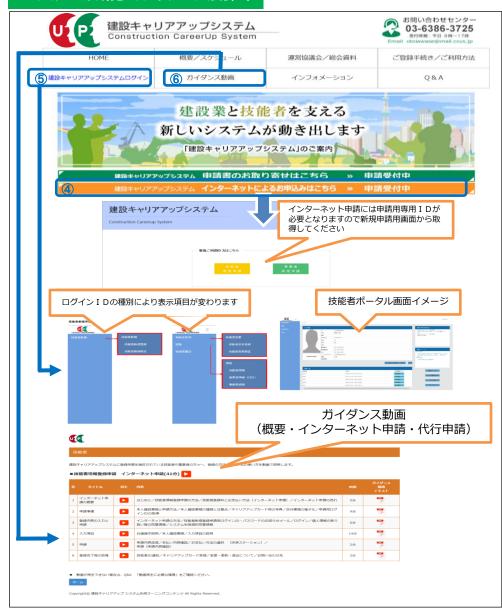


建設キャリアアップシステムのホームページ

ダウンロード項目追加



システム機能・ガイダンス動画





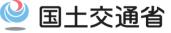
技能者情報登録申請者向けガイダンス動画







事業者者情報登録申請者向けガイダンス動画

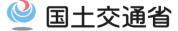




Copyright (C) 2018 一般財団点人連設書店商基金 All Rights Reserved



各種コンテンツのダウンロード



各種コンテンツのダウンロード



チラシ・パンフレットなど

PDF版をダウンロードできますので、印刷のうえ、説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。 また、チラシ、パンフレットなどの資料を資料請求フォームからお申込みもできます。

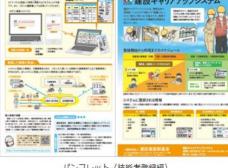
https://secure.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/seikyu.php

チラシ・パンフレットが必要な方は、 資料請求フォームからお取り寄せ下さい。





A 4版



パンフレット(技能者登録編)

A 4版/A 3見開き版





パンフレット(事業者登録編)

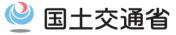
A 4版/A 3見開き版

※国土交通省でも資料を公開していますので、そちらもご活用ください。

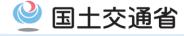




・シンボルマークデータ







1. 利用規約の主な内容

- ○提供するサービス(第3条):登録技能者や登録事業者が利用できる本システムが提供するサービスの内容
- ○登録料及び利用料と支払方法(第4条)
- ○禁止事項(第7条): 第三者のなりすましによる行為や本人以外による建設キャリアアップシステムカードの無断利用の禁止等
- ○秘密保持(第16条) ○個人情報の使用目的と保護(第17条)

等

2. 主な問い合わせのQ&A① ※本システムHPQ&A-部抜粋等

Q1:公共工事の現場で登録は義務付けられるのか

A:システムの利用は任意となっておりますが、できるだけ多くの技能者・事業者にシステムを利用いただき、技能者の処遇改善が図られるよう、国土交通省において、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価制度の策定や能力評価制度と連動した専門工事企業の施工能力等を見える化する仕組みの構築が検討されています。また、建設技能者の能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価を検討することとされています。

Q2:社会保険に未加入の作業員はシステムで現場入場を制限されるのか

A:現場入場制限は、現場毎の元請事業者の判断となります。 システムには、社会保険の加入状況について、証明書類による確認の有無も含めて登録されますので、元請事業者による加入状況確認に役立ちます。

03:システムの詳しい内容はどこに問い合わせればいいのか

A: 2018年3月からお問い合わせセンターを開局しましたので、お問い合わせいただければと存じます。

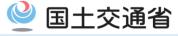
電話番号:03-6386-3725

メールアドレス: otoiawase@mail.ccus.jp

Q4:カードを持っていない技能者は現場に入場できなくなるのか

A:このシステムは、技能者の処遇の改善につなげるために技能者の就業履歴を蓄積することを目的としておりますので、技能者の方が漏れなくシステムへ登録されることが重要となります。カードを所持していない技能者について、現場入場を認めない取り扱いとすることを求めるものではありませんが、技能者全体の処遇改善につなげていくためにも、できる限り多くの技能者の登録が行われるよう、システムの周知を進めていきます。





2. 主な問い合わせのQ&A② ※本システムHPQ&A一部抜粋等

Q5:現場の技能者に説明をしなくてはならないが、説明用のわかりやすい資料はないか

A:システムに関する概要説明の動画を建設キャリアアップシステムHPに掲載しておりますので、ご活用ください。また、他のQ&Aでもシステムの詳細についての説明もしていますので、こちらもご確認ください。 今後も、システムに関する説明資料や最新情報をHPで掲載・更新していきます。広くご活用いただければと存じます。

Q6:優秀な技能者の引き抜きにつながるのではないか

A:引き抜きにつながるのではないかという懸念の声も踏まえ、技能者本人と所属事業者の双方の同意がなければ、その技能者の情報は他の建設事業者から閲覧できないような仕組みを基本としています。なお、設定前の初期値は非開示としています。

Q7:カードを紛失したら個人情報が漏えいするのではないか

A:カードにはID番号が記録されているだけで、個人情報は記録されません。技能者情報・事業者情報のいずれもクラウド上に蓄積するため、カードを紛失しても個人情報が漏えいすることはありません。

Q8:登録情報の偽装はどう防ぐのか。発覚した場合の罰則は

A:システムの利用にあたっては、利用規約に同意する必要があり、偽装が発覚した場合には、利用規約に従い登録の取り消し等などの措置を実施します。

Q9: 技術者も技能者登録の対象となるのか

A:技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としますが、技術者も登録が可能な仕組みとしています。

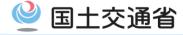
O10: 一人親方の場合は、事業者登録と技能者登録、両方が必要となるのか

A: 一人親方は事業者であり、かつ技能者でもあることから、事業者情報と技能者情報の両方について登録が必要となります。 なお、この場合の登録料のご負担は、技能者登録料のみとなります。

Q11: システムに登録する前の履歴はどのようにシステム上扱われるのか

A:技能者情報の登録の際、技能者ID発行以前の「経験年数(職歴など)」を記載できる欄を設け、記載内容を技能者情報の閲覧画面に表示する予定です。例えば、技能者は「型枠工事を20年。」、所属事業者は「この技能者は型枠工事を20年経験したことを証明します。」と記載することが考えられます。



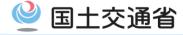


- 2. 主な問い合わせのQ&A③ ※本システムHPQ&A-部抜粋等
 - Q12:カードリーダーを置けない現場については、どうやって就業履歴を蓄積するのか。
 - A:カードリーダーを置けない現場については、事後に技能者又は所属事業者(雇用する事業者)が、システムにログインして、「誰が」、「いつ」、「どの現場」等の就業情報を直接入力して、その情報の蓄積を可能とする予定です。その場合は、入力された就業情報の信頼性を高めるために、現場の元請事業者や所属事業者による確認が行え、その確認結果を閲覧画面に表示できるようにする予定です。
- Q13:日によって異なる作業をする技能者(多能工)の就業履歴はどのように蓄積されるのか。
 - A:現場毎に技能者の就業内容(職種・立場・作業内容等)を登録できます。 また、同一現場で日によって異なる作業の場合は、就業履歴の蓄積後に所属事業者がシステムにログインし、就業内容を 日単位で変更することを可能としております。
- Q14: 小規模な現場も登録の対象となるのか。また、登録は一つ一つの現場単位で登録しなければならないのか。
 - A:現場・契約情報の登録対象は、補修工事やリフォーム工事等を含め全ての現場が対象です。なお、小規模な現場の登録にあたっては、一つの現場・契約情報に複数の工事情報を登録することにより、集約して管理することが可能です。また、カードリーダーの設置については、現場監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つのカードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替えることにより、複数の現場で共有することも可能です。
- Q15: 工事によっては秘匿等を求められるので、現場・契約情報登録の際に、現場名を伏字等で表記してもよいのか。
 - A:必要に応じて現場名を伏字等で表記し登録することが可能です。なお、就業履歴においても現場名を表示しますが、技能者 がどのような現場に就業したかを示すためですので、どのような現場か分かる程度の伏字等にしていただく必要があります。

例:A邸住宅新築工事 〇〇改築丁事

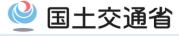
- O16:元請が現場・契約情報を登録しない場合はどうなるのか。
 - A:技能者若しくは所属事業者がシステムにログインし、就業実績を直接入力できますが、システムに登録されていない現場での就業実績であり、元請事業者による入力内容の承認も得られないため、カードリーダーの読み取りによる就業履歴と区別されます。
- Q17:システムに登録された情報で、施工体制台帳や作業員名簿等の書類作成が出来るのか
 - A:システムでは、登録された技能者、事業者と現場の情報を、全建統一様式に対応した施工体制台帳や作業員名簿等に自動 入力する書類作成支援が行えます。なお、この書類作成支援を行うには、関係する技能者、事業者と現場の情報がシステムへ登録されたうえで、その現場の施工体制へ下請事業者とその作業員名簿を登録する必要があります。





- 2. 主な問い合わせのQ&A④ ※本システムHPQ&A-部抜粋等
 - Q18:書類作成機能で作成した施工体制台帳や作業員名簿等の帳票は、システム上、関係者間でやりとりできるのか
 - A:書類作成機能で作成した帳票を、関係者がシステムにログインし、相互に閲覧・出力することができるようにする予定です。 具体的には、施工体制で上位となる事業者が、下位の事業者が登録した作業員名簿等を閲覧・出力できること、また、施工 体制台帳を、当該の元請事業者と一次下請事業者が相互に閲覧・出力すること等です。
- Q19:登録の対象になる元請・下請事業者と技能者の範囲は
 - A:事業者は、建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む全ての建設工事業者を対象としています。 技能者は、作業員名簿に掲載される技能者を基本にしつつ、将来的には建設工事に従事する全ての技能者を対象としており、 運用開始後1年で約100万人、開始後5年をめどに全技能者約330万人の登録を目指しています。
- Q 2 0:手に職がない者(見習いなど)についても技能者登録の対象となるのか
 - A:技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としており、手に職がない者(見習いなど)についても対象としています。また、正規社員、非正規社員などの雇用形態も問いません。
- Q21:技能者を雇用する場合、事業者登録と所属する技能者の技能者登録は、どちらを先に行うべきか
 - A:事業者登録、技能者登録の順で手続きを行っていただきます。この順の手続きにより、技能者登録時に所属事業者が特定されますので、紐付けに関する手続きが軽減されます。
- O 2 2 : 現場における立場(職長など)や作業内容は誰がいつ登録することになるのか。
 - A:元請事業者が現場・契約情報を登録した後、所属事業者は、技能者の就業内容(職種・立場・作業内容等)を記載した作業員名簿を、その現場の施工体制に登録することができます。これにより、現場毎に技能者の立場や作業内容等が登録され、蓄積される就業履歴に反映されます。
- Q23:現場に出入りしないが、自社の加工場において、現場で使用する鉄筋や型枠を加工する技能者の就業履歴は蓄積できるのか。
 - A:自社の加工場等を、現場としてシステムへ登録することができます。この場合、システムに登録した他の現場と同様に就業履歴を蓄積することが可能です。





- - Q 2 4:技能者がシステムの登録をしていても、所属事業者がシステムの登録をしていない場合は、技能者の就業履歴はどのように扱わ れるのか
 - A:技能者情報の登録と、元請事業者による現場・契約情報の登録があれば、所属事業者登録がなくても、現場に設置したカードリーダーにカードをタッチする等により就業履歴は蓄積されますが、所属事業者による技能者の就業内容(職種・立場・作業内容等)の登録はされず、立場と作業内容が就業履歴に反映されません。
- Q25:いわゆる応援の技能者の就業履歴はどのように登録されるのか
 - A:建設業では労働者の派遣は禁止されており、応援元の事業者と応援先の事業者が両者間で適切な請負契約を締結する必要があります。

その上で、応援元の事業者は応援先の事業者の下請事業者としてシステムに登録され、応援元の事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

ただし、建設業務労働者就業機会確保事業により、厚生労働大臣の許可を受けて、技能者が応援先の事業者に送り出された場合は、受け入れた事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

- Q 2 6:建設キャリアアップシステムに現場入場者の入退場管理機能はあるのか
 - A:建設キャリアアップシステムは技能者の就業履歴を業界横断の共通ルールで蓄積し、その蓄積された就業履歴等から処遇を 改善していくことを主な目的としておりますので入退場を管理する機能はありません。 但し、このシステムは認定された民間システムと連携することも可能としており、例えば技能者がキャリアアップカードを入退場時にカードリーダへかざすことで就業履歴データの蓄積とともに入退場管理機能を備えたシステムであれば管理は可能となります。(カード情報の読取り状況により入退場時間と勤務時間が一致しないこともありますので注意は必要です)
- 027:元請事業者と下請事業者で費用負担は異なるのか
 - A:元請事業者と下請事業者で共通に負担をしていただく費用は、事業者登録料と管理者ID利用料となります。 これとは別に、元請として現場を登録する事業者には、現場利用料を負担していただきます。 元請・下請事業者の料金体系と設定に関する詳細は、「システムの利用料金」をご覧ください。